

■通関士試験問題・解説集（2020年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
解答編 P.150 [10] 通関業法第11条（許可の取消し） 【許可の取消し】< 9 >	< 9 > = <u>×</u> 欠格事由に該当する <u>とは限らない</u> ので、その通関業の許可を取り消すことは <u>できない</u> 《第11条第1項第2号、第6条第1号》。 <u>(注) 令和元年9月14日施行の法改正により、通関業法第6条第1項の「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの」とされたことに伴う修正。</u>	< 9 > = <u>○</u> 欠格事由に該当する <u>こととなる</u> ので、その通関業の許可を取り消すこと <u>ができる</u> 《第11条第1項第2号、第6条第1号》。
解答編 P.303 [1] 輸出貿易管理令 【輸出許可の要否】< 9 >	< 9 > = <u>×</u> <u>出題当時は○が正解であったが、2019年8月28日施行の輸出令の改正により、大韓民国が別表第3から削除されたので、第4条第1項第1号イ又はロに該当するときは経済産業大臣の許可を要することになった</u> 《第4条第1項本文、ただし書及び第1号》。	< 9 > = <u>○</u> 第4条第1項本文、ただし書及び第1号